

令和4年度第2回

地域包括支援センターの運営に関する専門委員会会議録

と き 令和5年3月31日（金）

ところ 小金井市市民会館萌え木ホール

令和4年度第2回地域包括支援センターの運営に関する専門委員会

日 時 令和5年3月31日（金）

場 所 小金井市市民会館萌え木ホール

出席者 <委 員>

齋藤 寛 和 貞包 秀 浩

高橋 秀 樹 高橋 信 子

平田 晋 一 益田 智 史

横須賀 康 子

<保険者>

平岡 高齢福祉担当課長

田村 包括支援係長

濱松 介護福祉課主査

松下 介護保険係長

小金井きた地域包括支援センター

小金井ひがし地域包括支援センター

小金井みなみ地域包括支援センター

小金井にし地域包括支援センター

欠席者 <委 員>

市川 一 宏

田代 誠 子

山岡 聡 文

傍聴者 0名

議 題 (1) 令和5年度地域包括支援センター事業計画・収支予算（案）について
（協議）

(2) 小金井市地域包括支援センター基本指針・運営指針（案）について（報告）

(3) 指定介護予防支援業務の委託の届出について（報告）

開 会 午後 2 時 0 0 分

(介護保険係長) それでは、始めさせていただければと思います。

開会に当たりまして、事務局より 2 点、事務連絡をさせていただきます。

1 点目、欠席委員について、本日、山岡委員、田代委員から欠席の御連絡をいただいておりますので、報告いたします。

2 点目、会議録の関係です。会議録の作成の関係上、発言に際しましては、御面倒ですが、御自身のお名前を先におっしゃってから、御発言をお願いいたします。

事務連絡は以上でございます。

それでは、齋藤委員長、よろしく願いいたします。

(委員長) 皆さん、こんにちは。お集まりいただき、ありがとうございます。昨日、介護保険運営委員会の全体会が開かれまして、連日の方が多くかと思えます。御苦労さまでございます。

この会も地域包括ケアシステムの中心となっただいております地域包括支援センターの運営を協議するということですので、よろしく願いましたと思います。

では、事務局から本日の資料の確認をお願いしたいと思います。

(包括支援係長) 包括支援係長です。

本日の資料は、次第に記載しています、事前に郵送させていただいた 5 点となります。不足等がございましたらお申しつけください。

(委員長) 次に、議題に入る前に前回の会議録を確定させたいと思います。

既に事務局より送付されている会議録について、事前の修正があったようなので、事務局から説明をお願いします。

(介護保険係長) 介護保険係長です。

事前に修正のほうをさせていただいておりますので、御報告させていただきます。お送りした会議録をお持ちでしたら、見ていただければと思います。20 ページでございます。こちらの 12 行目ですけれども、高橋信子委員の発言のところで、「は、」から始まる文章のところですね。「は、なかなか交通手段、例えば、都バス」となっておりますが、ここは「CoCoバス」に訂正ということで御連絡をいただいておりますので、御報告いたします。

修正点は以上でございます。

(委員長) それでは、確定させていただきます。

続いては議題の1、令和5年度地域包括支援センター事業計画及び収支予算(案)について、協議に入りたいと思います。

事務局から御説明をお願いします。

(包括支援係長) 包括支援係長です。着座にて失礼いたします。

それでは、資料1から3について説明いたします。

事業計画と収支予算案の説明をさせていただく前に、令和3年度地域包括支援センターの事業効果を問うた機能強化評価結果について御説明いたします。

資料1を御覧ください。

地域包括支援センターの事業評価につきましては、平成30年度から国において評価指標が統一されました。全国の市町村及び地域包括支援センターでは、この評価指標を用いた事業評価を行うこととなっております、その目的につきましては、地域包括支援センターの事業の質の向上に生かしていくこととなっております。

令和3年度の事業実施内容における各地域包括支援センター及び市と全国平均の評価比較を資料として提出させていただいております。評価項目は大別して7項目、市81、包括67の設問から本評価を行っております。

簡単に概要を説明いたしますと、グラフの一番上の1、組織運営体制等では、組織の運営体制のほか、個人情報の管理、利用者満足についての事業評価となっております。

2-(1) 総合相談支援では、市との相談支援体制についての事業評価となっております。

2-(2) 権利擁護につきましては、高齢者虐待や消費生活に係る相談体制等についての事業評価となっております。

2-(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援では、地域のケアマネジャーのケアマネジャー支援についての事業評価となっております。

2-(4) 地域ケア会議では、地域ケア会議の実施体制等についての事業評価となっております。

次に、2-(5) 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援では、介護予防ケアマネジメント体制や高齢者自身が行う介護予防支援についての事業評

価となっております。

最後、事業間連携では、医療関係者等との連携についての事業評価となっております。

次に、分析結果についてです。

全国平均と比較すると上回っている項目が多く、また、昨年度よりも評価が改善しているので、評価項目における事業が適切に進捗していると考えております。

最後に、市の改善についてです。資料1の裏面を御覧ください。

2-(4) 地域ケア会議に関する取組について、市のみの評価項目、地域ケア会議の公表等に対して未達成の部分があったため、市の評価のみ低い結果となっております。

今回の事業評価は、ほぼ全ての取組で全国平均を上回っており、また、評価当初と比べても、ほぼ全ての項目で評価を上げていることができおり、本評価における地域包括支援センターの機能向上につながられていると考えております。引き続き、本評価を参考にしつつ、地域包括支援センター管理者等との打合せを通じて、業務改善を図っていきたいと考えております。

続きまして、資料2、小金井市地域包括支援センター事業計画案になります。こちらにつきましては毎回お示ししている資料となりますが、それぞれの事業について簡単に説明させていただきます。

事業の1、2は事業名のとおりとなります。

次に、事業3はデイサービスやヘルパーのサービスを利用する総合事業対象者のプランの作成状況に関するものとなっております。

事業4は、要支援認定者のうち、福祉用具や訪問看護等のサービスを利用する総合事業対象者以外の方のプランの作成状況となっております。

次に、事業5が地域の課題を抽出し、その課題の解決を検討していく会議である地域ケア会議の開催等の状況となっております。

事業6は、住民主体でインフォーマルサービス等の整備を図り、社会生活や生活をサポートできるような仕組みを構築する事業で、これを支援するための生活支援コーディネーターを各地域包括支援センターに配置しております。その生活支援コーディネーターの取組を含めたセンターの取組となります。

事業7は、地域のケアマネジャーへのサポートになります。

事業8は、主にさくら体操支援に関する取組についてになります。

事業9は、認知症に関して、こちらも各地域包括支援センターに認知症施策推進員を配置していますので、その推進員の取組を含めたセンターの取組になっています。

事業10は、医療と介護の連携を推進するため、多職種研修会へ参加したり、地域の医療機関を回るなどの活動をしているものになります。

各地域包括支援センターの事業案のところを見ていただいて、その次に、令和4年度地域包括支援センター業務の主な変更点について説明させていただきます。

こちらは2つありまして、1つは高齢者ハイリスクアプローチ事業の開始です。日頃の高齢者虐待対応状況等より、早期発見、再発防止の強化として実施をいたします。事業内容は、65歳以上のみで要介護3以上の在宅介護者がいる介護負担が大きいと考えられる世帯に対し、担当ケアマネジャーへの状況聞き取りや直接訪問することにより実態を把握し、高齢者虐待の予防に努めるものとしています。

2つ目は、介護予防把握事業の休止です。こちらの事業は、要支援認定者のうち、一定期間介護予防サービス未利用者に対して、未利用の理由や状況を聞き取り、支援が必要な場合には情報提供を行うとともに、広く介護予防に関する情報提供の機会を設けるといえるものです。

こちらの事業は開始し4年が経過しましたが、未利用の理由は、住宅改修をしたかったためや福祉用具を購入するため不要となった等であることが把握できました。また、介護予防に関する情報提供の機会が拡充したこと等、あとは先ほど説明しました1つ目の事業開始に伴う地域包括支援センターの負担軽減等の理由により休止することといたしました。

続いて、資料3についてです。こちらも例年提出している収支予算に関する資料となっております。各項目の事業につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので、省略させていただきます。

資料2、資料3の詳細につきましては、この後、各地域包括支援センターより説明をさせていただきたいと思っております。

各地域包括支援センターより説明をさせていただく前に、にし地域包括支

援センターの移転について報告をさせていただきます。

(介護福祉課主査) ここから事務局の濱松がお話をさせていただきます。

前回の運営協議会でも少しお話しさせていただきました、にし包括の移設の進捗状況について、現時点の状況を御報告いたします。

まず、予算についてです。予算につきましては、12月に開かれた令和4年第4回市議会定例会に関連経費の予算案を提出いたしました。こちらのほうは可決されております。

予算額につきましては、賃借開始予定である令和6年から16年までの10年間の借上料として3,585万2,000円を計上してございます。

続いて、工事についてです。工事については、住宅供給公社から12月20日に松井建設・坪井工業共同企業体と建設工事契約を締結、2月に着工するというような報告がございました。したがって、既に工事が始まっている状況となっております。

続いて、賃貸借契約についてあります。賃貸借契約については、着工後、速やかに締結するとしておりました定期建物賃貸借予約契約を2月17日に市と住宅供給公社のほうで締結いたしました。こちらのほうは定期建物の契約でございますので、10年間借り上げるというような内容となっております。予約契約という形ですけれども、こちらのほうは竣工した日以降、建物が出来上がって、引渡しを受けた段階で、こちらの予約契約が自動的に本契約に切り替わるというような内容の契約となっております。こちらのほうの契約を2月17日に締結しまして、内容につきましては、にし地域包括支援センターを運営する社会福祉協議会にも、文書にて御報告をさしあげております。

今後の事務についてです。

今後の事務については、工事完了予定日の3か月前までに引渡日を決定し、覚書という文書を改めて締結する予定となっております。現時点での工期の予定は、令和6年10月30日までとなっておりますので、令和6年の6月、7月頃に引渡日を決定した上で、覚書という文書を締結するというような流れになると説明を受けております。したがって、事務手続等につきましては、1年ぐらい空白が生まれるような形になりますけれども、もし何か、その工事の中ですとか契約の中身について変更があれば、都度都度住宅供給

公社のほうと話し合いをするということで調整がついております。

続きまして、移設に伴いまして、本年度から事務の都合上、にし包括の予算の区分を変更しておりますので、その点を説明させていただきます。

資料3-1を御覧ください。これまで、にし包括の賃借料については、収入の9番の補助金収入というところに計上しておりましたが、今後は、令和5年度からは、移設までの間は1番の委託収入のところに、増額を含めて計上してございます。

変更については、会計区分の変更に伴う事務的なものでございますので、金額等に変更はありません。

私からの報告は以上になります。

(委員長) 大分増えていますね。

(介護福祉課主査) 総体では変わりがないです。収入2番の介護予防把握委託支援が事業を休止しますので、この金額を皆減、ゼロ円にしております。ただし、同額を権利擁護強化事業に充てますので、同額の360万円を1番の委託収入に含めて計上しております。したがって、にし包括の場合は348万円と360万円をそれぞれ1番に移行しておりますので、増減はないですけれども、1番の収入が708万円増額しているというのが令和5年度の予算収入となっております。

(委員長) 分かりました。

それでは、これまでの御説明に何か御質問ありますか。

(貞包委員) 貞包です。

このレーダーチャートは、4つの支援センターがほぼ同じような形をしています。ただ、2-(5)のところがいずれも同じように凹んでいます。市全体の特徴になってはいますが、原因や要因はありますか。

(包括支援係長) 包括支援係長です。

こちらの項目では、市も、どの包括支援センターも同じような下がりがあるというところについてですが、この事業評価項目の中に、高齢者のセルフケアマネジメント、自分で介護予防に取り組む手法を活用して、市町村から示された、高齢者が自身のセルフマネジメントを推進するための手法を活用しているかというような項目があるのですが、こちらは市のほうから、そういった手法が示すことができているために、この部分が包括支援センター

も評価ができていないというところで、このような結果になっております。

(委員長) それの意味することはどういうことですか。市がちゃんとやらなかったということなのか、やらなかったのか。

(包括支援係長) 市がやれていないので、包括支援センターも市から示されていないためにできていないというところで、評価は下がっているということになります。

(委員長) その点については、何か代替事業を行っていくなど改善する予定はありますか。

(包括支援係長) 今のところ、具体的にできていないので、今後、お示しができるように検討していきたいと考えております。

(益田委員) 益田です。この評価というものの自体は、誰が評価しているのですか。

(包括支援係長) 包括支援係長です。

こちらの評価は、市の評価につきましては、市の担当者がさせていただいてまして、各包括支援センターの評価については、包括支援センターごとに、この項目に沿って評価をさせていただいております。

(益田委員) ということは、自分の成績を自分でつけているということ。

(包括支援係長) そうですね。

(益田委員) じゃあ、何とでも書けると思ったのと、あともう一点、地域ケア会議のところ、コロナ禍とかもあったりして、なかなかうまくできなかったのかなと思うんですが、各センターの状況だと全部満点だけど、市町村と全国平均だと満点ではない。これはやっぱり意識の乖離みたいなものがあるんですか。

(包括支援係長) 包括支援係長です。

こちらは市の、市のみの評価としまして、地域ケア会議の結果等を市民に公表しているかという項目がありまして、その部分が市としてできていなかったのもので、市のみの評価が下がるというような結果となっております。

(委員長) 自己評価であるという点が、これが始まった最初から非常に問題になっているんですけども、恐らく仕事が非常に多岐にわたって複雑なので、第三者がやるということになると、大変なことになると。自分でそういうのを評価するというのも、それなりに意味があるのではないかということだ

と思います。

(介護福祉課主査) 補足で、事務局の濱松です。

この評価の仕方につきましては、調査項目が六十、七十ぐらいございまして、項目ごとに、この場合はマル、この場合はバツみたいな形で、厚労省から評価の仕方が示されております。基本的には、その評価方法に基づいた評価になっており、結果については全国的に比べられるように担保されているのかなど。

(益田委員) 私もどこの包括も知っていますが、すごく頑張っているなどというのは思っているながら、今、見たので言っちゃったんですけど、でも、自己評価において厳しく自分につけている部分もあるなどというのは、もう見えているので、そこはどうかと思っています。

(委員長) ほか、何かございますか。ないようでしたら、次へ行きたいと思えます。それでは、次に3-1の予算のほうの説明を各地域包括からしていただきたいと思えます。ここに書いてある順番で、きた包括さんからお願いします。

(きた地域包括支援センター) 事業計画から。

(委員長) 失礼しました。事業計画からお願いします。

(きた地域包括支援センター) 小金井きた地域包括支援センターの高野です。令和5年度のきた包括支援センターの事業計画について報告させていただきます。

資料1のレーダーチャートでは、きた包括は前年度平均と比較すると同等もしくは若干上回るという結果になりました。これからもバランスよく業務に励みたいと考えております。

続きまして、資料2の事業計画を御覧ください。記載の人員配置で定員以内の高齢者の方々の支援、関係機関や地域の方々との連携に努めております。令和5年度は前年より常勤換算で0.6人増員となっております。

包括センターの業務は御存じのとおり総合相談、権利擁護、ケアマネ支援、生活支援体制整備事業、地域介護予防活動支援事業、認知症支援、医療・介護の連携、ケアプラン作成と多岐にわたっております。その中でも、生活支援コーディネーターの業務が年々増えております。市町村によっては専従というところもありますが、小金井は兼務のため、少しでも業務の負担を軽減

する必要があります。きた包括は4包括の中でプラン数が一番多く、月平均320件となっています。そこで、プランを主に担当する職員を雇う予定で、増員0.6人とした理由です。

続きまして、各事業について御説明させていただきます。時間の関係で令和5年度から始まる事業、きた包括が力を入れている事業に絞って発表させていただきます。

まず、事業2、虐待防止・権利擁護事業で、ハイリスクアプローチ事業が、先ほど市の方からも御説明があったとおり始まります。要介護3以上の高齢独居、もしくは世帯を対象に、電話または訪問にて適切な介護・サービスの利用がなされているか調査することになりました。

きた包括では、コロナの影響で虐待件数が増えたということはないのですが、今後も虐待の芽を早期に発見し、未然に防ぐことができるよう支援していきたいと思っております。

次に、事業の6、生活支援体制整備事業で、社会資源の活用について、既存のサロン、さくら体操自主グループの運営支援、公民館や小金井公園の体育館で行っている活動や体操など、情報収集したものを、きた包括公式LINEで紹介しています。公式LINEは令和4年9月から開始しました。現在、登録者数は61名で、毎週水曜日に更新しています。

月1回開催している桜町オレンジカフェは、毎回20名前後の方に参加いただいております。カフェでは、暮らしに役立つミニ講座や生演奏、朗読、健康体操などを行っていますが、令和5年度は講座の中でも関心の高かったもの、シリーズで学んでいただいたほうがよいものを暮らしの講座として、オレンジカフェとは別に、幅広い世代の方に御参加いただく講座を企画・運営する予定です。

さくら体操の自主グループの立ち上げについては、候補地、担い手の発掘は地道に行っていきます。まずは種まきをしているところです。

続きまして、事業7、包括的・継続的ケアマネジメントで、ケアマネジャーからの相談に対し、共に考え、助言し、解決に向けての支援を行っています。令和4年度から、ひがし包括ときた包括が合同で圏域の主任ケアマネの方に呼びかけ、意見交換会を開催しています。日々の業務の悩み事、知りたいことをざっくばらんに話し合い、そこから研修で学べたらいいものを挙げ、

そこで研修を開催いたしました。令和5年度も引き続きひがし包括、きた包括合同で圏域の居宅の主任ケアマネジャーの方と共同で研修の企画・運営をする予定です。

研修以外に事例検討会をしたいという意見も出ていますので、令和5年度は事例検討会と意見交換会を年に3回から4回開催する予定です。この意見交換会は主任ケアマネと対象としています。まずは主任ケアマネさんとの横のつながりを深め、いずれはケアマネの方が気軽に相談できる場、居場所づくりにつなげていきたいと思っております。1人でも多くのケアマネさんが長く続けていかれるよう、支援体制を整えていきたいと思っております。

最後に、コロナ禍での生活も数年となり、マスク着用も個人の判断となりました。しかしながら、外出を控え、他者とのつながりが減少している高齢者に対しては、引き続き安心して参加できる集いの場の御案内、運営支援を行っていきます。それと、スマホやオンラインの活用支援を行っていきます。市が行うスマホ教室への案内など、令和5年度も引き続き普及啓発に努めていこうと思っております。

以上、令和5年、きた包括支援センターの事業計画についての御説明とさせていただきます。

(きた地域包括支援センター) 続きまして、3のほうの説明をさせていただきます。聖ヨハネ会の鈴木と申します。

きた包括支援センターの令和5年度の予算です。資料3-1、左上と、資料3-2、一番上の上段を御覧いただければと思います。

まず、きた包括支援センターの収入についてですが、先ほど市役所様からお話がありましたとおり、1番から3番の収入ですね。こちら総額に変更はありません。

4番から7番は、いわゆる予防プランの収入になります。こちら、今年の1月までの実績を基に来年度の予想を立てまして、収入を立てております。基本的には今年と変わりはない予算ですが、一部、介護予防支援予防給付プランのほうで9万8,000円増えているという状況です。

いずれにしても直営プランの件数が引き続き多い状況に変わりはなく、委託のプランがなかなか地域のケアマネジャーのほうに、居宅介護支援事業所のほうが受け持っていないという状況に変わりはない状況です。

収入のほうは5,204万4,000円という形になります。

続きまして、支出のほうですけれども、1番の人件費ですが、190万の増額となっております。こちらは先ほど高野からも話がありましたとおり、今年度、予防プランナーの採用ということで、常勤換算で0.6人の非常勤職員を採用する方針となっております。

4番の維持管理費、こちら30万の増額になっておりますが、こちらには水道光熱費、燃料費が含まれます。昨今の水光熱費の高騰といったところで増額の30万という支出を予算立てしております。

その他の支出のところですが、220万3,000円のマイナス、支出という形になっておりますが、こちらは人件費の分です。マイナスが使わせていただいたという形になりまして、その他の支出の中身としましては、法人運営費のほか、流出債務、事業継続。今後、ヨハネ会として、この包括支援センターを事業継続していくための費用という形になっております。

あと、今回、予告は今、1名増員という形にさせていただいているところですが、先ほど高野からもありましたとおり、包括支援センター職員、様々な事業に対して、日々奮闘しているところです。介護保険の事業、入所施設であったり、通所介護、訪問介護、様々なサービスがありますが、こちらには職務改善手当であったり、昨年からベースアップ等加算手当というものが新たに新設されて、そういった職員の処遇改善がされている。それは国の制度に基づいてされているところです。

ただ、包括センター職員が担っている予防プランであるとか、あと、もちろん包括のそもそもの運営費、こちらにはそういった加算は一切ついておりません。日々奮闘している、今、職員、もちろん、この物価高騰も踏まえて、賃金を値上げをしたいというのが管理者である私の願いであるところなんです。なかなかかなわないという現実が、先ほどありましたとおりあります。こういった機会にこういう話をしているのか、私も悩んだところですが、一つの意見として、委託費のほうを、特に人件費をもう少し上乘せする形で考えていただくと、非常に運営のほうは助かるといった次第でございます。

以上、簡単ではございますが、きた包括支援センターの収支予算について報告させていただきました。

(委員長) ありがとうございます。非常に切実な声が聞けました。

続けてお願いします。みなみ包括さんでよろしいかな。

(みなみ地域包括支援センター) みなみ包括、田口と申します。よろしくお願いたします。私からは、令和5年度の事業計画案を報告させていただきます。

事業計画案を御覧ください。

基本方針として、3つの指針を挙げています。これにつきましては、令和4年度と同様の計画を挙げていますが、令和5年度は、特に6で掲げていますICTの有効活用、地域住民の方や関係者の方だけではなく、遠方の御家族の方も意識した情報発信を充実していこうということを考えております。そのために、LINE等の活用の充実については、各包括とも連携を取ってできると考えております。

次に、職員配置につきましては、令和5年2月から常勤職員1名が非常勤職員に変更となりました。そのため、令和5年度は本年度から0.2減少しています。

職員の報酬につきましては、新規採用職員、また法人内での異動も含め、現在検討しております。

事業計画は、事業ごとに担当職員がつくっております。作成につきましては、担当職員が中心となり、令和5年度は地域とのつながりを重視して作成いたしました。

先ほどのきた包括さんと重なる部分の報告とはなりますが、みなみ包括圏域でも住民の方から多くの要望が高くなってきた事業を踏まえ、来期、新たに始める事業を幾つか報告させていただきます。

2番の高齢者虐待防止のところですが、みなみ包括は、4つの圏域内でも一番高齢化率が高く、通報件数も多い地域となっています。新規事業となります高齢者ハイリスクアプローチ事業を通して、より関係者の方々と連携を取って、未然に防げるような取組を考えております。

6番の生活支援体制整備事業です。

2の通いの場の支援につきましては、コロナ禍でサロンや集いの場の活動停滞の時期もあり、Zoom等の活動支援を行ってきましたが、今年度は活動を再開して、継続しているサロン等が多く見られたため、対面での参加が

可能になってきました。ただし、令和5年度は活動が止まらないよう、平時になってきたからこそ、Z o o m等も並行して活用して、感染症等を想定しながら、ハイブリッドの支援を計画しています。

また、こちらに記載はありませんが、みなみ圏域では、貫井けやき公園で行う道草市というイベントに参加しています。子どもから大人まで参加できる地域のイベントで、令和5年度も今年度と同様に年3回の開催を予定しています。

道草市では、今年度まで実施していた見守りあいアプリの周知に加え、令和5年度はシニア向けのスマホ講座を実施いたします。4月15日に予定をしております。こちらのほうは包括だけではなく、小金井市の協力やボランティアの方々の協力を得て、包括の周知活動を行います。

7番の包括的・継続的ケアマネジメントですが、先ほどのきた包括さんと同様に、みなみのほうでも、にし包括支援センターさんと協力して、年に数回、ケアマネジャーさんの茶話会等のような場を設ける予定になっております。

9番、認知症総合事業について。③番の認知症カフェについてですが、今年度、みなみ包括では、認知症カフェは西之台の集会所で2か月に1度行ってまいりました。そのため年6回の実施となっていましたが、毎月してほしいという声もいただき、令和5年度は貫井団地集会所をお借りして、自治会、J K Kさんの協力を得て、新たな認知症カフェを4月から始めます。そのため、西之台集会所と交互に行うため、1か月に1回、年に12回の実施を予定しています。

西之台団地を選んだ理由の一つとして、圏域内で最も高齢化率が高い地域になります。

最後に、令和5年度は各事業とも地域とのつながりを意識した計画となっています。また、認知症サポーター講座は定期開催に加え、年々、住民の方や学校、企業からの関心も高まり、依頼が増えている状況です。また、さくら体操では、コロナ以前の活動に戻りつつある状況となり、4月からも新たな完全自主活動の立ち上げを、支援を予定しています。

様々な活動が活発になる反面、職員にかかる負担も増すため、職員配置や職員が研さんできるような仕組みづくり、体調を崩さないような衛生面に

注意しながら業務に取り組んでまいりたいと思っております。

以上、みなみ包括の令和5年度の事業計画案になります。詳細につきましては、各項目を御参照ください。

以上です。

(みなみ地域包括支援センター) みなみ包括支援センターの設置主体であります一般財団法人天誠会の相原と申します。みなみ包括の収支予算ですが、先ほどきたさんからも報告ありましたように、1番から3番までが委託収入となっております。4番から7番までが、プラン作成ですとかマネジメントの作成の金額となっております。総じて、プラン作成に関しましては、毎年、やはり直営の比率が多くなっているのが現状です。先ほど職員配置のところでもありましたように、常勤が今年の2月から非常勤になったということもありますし、また、高齢化ということもありましたので、令和5年度におきましては増員を考えたいと思っております。ただ、なかなか地域包括という事業所の性格上、採用するに当たっては、かなり時間と労力が必要なのかなというふうに考えておりますので、そうはいつても、やはりなるべく早い段階で増員できるような努力をしたいと思っております。

支出のほうに関しましては、今申しましたように、人件費の増額というところが主なところになっています。

それ以外のところに関しましては、今年度、やはり電気代ですとか、そういったものが、かなり高額になりましたけど、みなみ包括がある事業所に関しましては、母体が小金井あんず苑になっておりまして、包括の比率としては、そんなに大きくはなかったもので、何とか抑えることはできているのかなというふうに思っています。ただ、このところ、やはり通信費が若干増えているというところが包括の状況かなというふうに思っております。

以上、みなみ包括からの報告とさせていただきます。

(委員長) ありがとうございます。

引き続きまして、ひがし包括さん、お願いします。

(ひがし地域包括支援センター) 小金井ひがし地域包括支援センター、高橋です。よろしくお願いいたします。

計画の前に、昨今の相談の傾向について、まず御報告をしたいと思えます。

総合相談の相談者、相談者の件数が増加傾向にございます。それに伴いま

して、ほかのセンターと同様にケアプランの作成件数も増加している傾向がございます。併せまして、高齢者の虐待ですとか、その疑いに関する相談も増加傾向にございまして、包括の職員だけではなく、医療、介護、福祉、多様な支援者と連携しながら対応する事例も増加している傾向がございます。

この相談が増加している背景といたしましては、高齢者の数の増加もあろうかとは思いますが、医療機関ですとか関係者の方々から、気になる高齢者の相談、情報を提供いただく機会がすごく多くなっている印象を持っております。また、齋藤先生はじめ、医療機関の方々からも包括支援センターに相談に行ったらどうだろうかということの促しがあって、高齢者、御家族が来所するケースも増加しております。ただ、その一方で、まだ介護に直面していない高齢者、御家族の方との積極的なつながりというのが、まだ希薄なのかなと考えております。そういった状況を踏まえまして、令和5年度の事業計画の作成させていただきました。

当センターの基本方針は、大きく2つになります。

1点目は、まず介護の必要の有無にかかわらず、センターの存在の周知を兼ねまして、広く住民の方々に対して情報発信を行いたいと思っております。当センターも本年2月からLINEの公式アカウントを取得いたしまして、週に1回、情報発信をさせていただいております。今現在、60件弱の登録者数になっております。これから少しずつ増やしていきたいと考えております。

発信する情報に関しましては、今回、スマホの公式アカウントを取るに当たりまして、地域のサロン、さくら体操の方々に対しまして、どのような情報が欲しいのかということのアンケートのほうを取らせていただきました。その中で、サロンですとか、さくら体操の情報だけではなく、介護予防に関すること、老いに関することなどの情報が得たいという情報もございましたもので、そういったところに着目しながら情報発信のほうを考えていきたいと思っております。

方針の2点目になります。多様な相談があって大変だということで終わりにしてしまうのではなく、その大変さの背景がどこにあるのかということに着目しながら分析をかけていきたいと思っております。

相談者ですとか地域住民から日々寄せられている相談におきましては、介

護保険のサービス、高齢者の福祉のサービスだけでは対応できないこともままあります。ちょっとした困りごとに対しまして、こういった手だてがあるのかということに関しまして分析をかけるとともに、関係者の方々との連携を図り、事業計画にあります5の地域ケア会議ですとか、6の生活支援体制整備事業を通じまして、具体的に何ができるのかということの一つ一つ丁寧に考えていきたいと思っております。

令和5年度、当センターとして、特に力を入れていきたいところに関しまして御報告いたします。

きたさん、みなみさんからもお話があったとおり、高齢者虐待に関してです。当センターにおきましても、徐々に高齢者の虐待に関する相談、通報が増えている経過もございます。ただ、通報の中には、もしかしたら高齢者虐待ではないかという気づきの部分も多くございますので、そういったところを丁寧に拾っていくことで、大変になる前に対処できる方法を考えていきたいと思えます。

併せて、高齢者ハイリスクアプローチを通じまして、当センターが気づかない事例につきましても丁寧に拾っていければと考えております。

6番の生活支援体制整備事業におきまして、LINEでの情報発信ということ先ほど説明をさせていただきましたが、具体的に、なかなかLINEだけでは情報が伝わらない高齢者の方も多数いらっしゃいますので、LINEと併せまして、紙ベースの情報発信のほうも継続をしていきたいと思っております。そのためには、地域のサロンですとか活動のほうに足しげく通っていきながら、情報発信をしつつ、スマホを持っている方に関しましては、使い方を提示しながら、LINEのほうを御紹介していければと思っております。

7番、包括的・継続的ケアマネジメントの部分につきましては、きた包括さんから御説明がありましたとおり、きたさん、ひがしで連携しながら、地域のケアマネジャーさんが孤立することなく業務を行える体制のほうも取っていききたいと思っております。

相談の傾向としましては、世帯の状況によりまして、なかなかケアマネジャーさんだけ、介護事業者だけでは対応できない相談も増えてまいります。その中で、一体的に支援をしていくことで、1人で抱えることなく対応でき

るような体制づくりを図っていきたいと考えております。

時間の関係上、ほかの部分は割愛をさせていただきたいと思いますが、コロナのほう落ち着いたことに伴いまして、地域に出向く機会が増えてくるかと思っております。その中でセンターの情報を提供していきながら、関係づくりを図っていきながら、早期対応できる対応を考えていきたいと思っております。

以上で報告を終わります。ありがとうございます。

(ひがし地域包括支援センター) 小金井ひがし地域包括支援センターの運営を受託しております社会福祉法人東京聖労院の鈴木でございます。

資料3-1の収支予算総括表を御覧ください。

1から3までの収入の部分は、皆様と同じように委託料になっております。4から7までの収入に関しましては、おおよその件数で金額を出しておりますが、今回、私どもは直営の部分を少なからず前年度の予算よりも少ない形で計上させていただきました。というのは、先ほど事業計画の説明の中では、増えているというお話はあったんですけども、やはり直営の部分が増えてしまうと、本来の業務に支障を来すということがございまして、見込みとして、少し令和4年度からは減る形を見込みをさせていただいております。

支出に関しましては、やはりほかの包括さんと同じように、人件費を少し上乘せさせていただいているというところでございます。

介護予防プランナーを募集はしておりますが、なかなか採用につながっておりません。応募もない状態でございます。

そんな中で、現状の職員にどれだけ頑張ってもらえるかというところに尽きると思っておりますが、先ほどお話があったような増員あるいは人件費の増額ということ、できればお考えいただけるとありがたいなと思っております。

その支出ができた分、その他の支出の2から5までを減らした形の予算になっております。

以上でございます。

(委員長) ありがとうございます。

続きまして、にし包括さん、お願いいたします。

(にし地域包括支援センター) では、にし包括支援センターの事業計画を發表させていただきます。お手元のにし包括のところの資料を御覧ください。

にし包括、久野と申します。よろしくお願ひいたします。

読み上げるわけではないのですが、まず基本方針のところですが、一番下のウィズコロナの時代となりましたので、情報発信のツールとして、オンラインの活用に取り組もうと思っております。

うちが一番遅かったのですが、今週になりまして、やっとLINEの公式アカウントを取得いたしましたので、4月から情報発信ということで、発信してまいりたいと思います。

ちょっとスタートが遅かったので、訪問のときにも、こうやってQRコードの入ったものを、はがきを持って訪問させていただいて、PRに努めてまいります。今現在やっております。

実際の配信は、4月から具体的なものを配信しようと考えております。

あと人員配置等は、令和3年度までと変わりはありません。

あと、にし包括も、この運営協議会のほうでも、ケアプランの数もそう多くないということで、ずっと推移していたんですが、ここ数か月で、今まで月に大体190件ぐらいとかのケアプランの件数を担当していたんですけど、ここ数か月で、毎月大体200件を超えるような状況になってきました。やはり高齢者の数も増えてきたということと、やはりそういうサービスをお使いにならなければいけない方たちが増えてきたんだなということ、ここ数か月で痛感しております。そういった中で、令和5年度の事業計画を考えました。

全部読み切るわけではないのですが、2番のところ、皆さん、どこの包括もおっしゃっていますけど、ハイリスクアプローチ事業が令和5年度からスタートします。にし包括は幸い、訪問のときに、いろんな御近所の様子を見たりとかということを重ねてまいりまして、大分、虐待防止のところを力を入れてきたかなというふうには思っておりますが、今回はこういった事業がスタートしますので、かなりシビアなというか難しいケースなんかに入っていったりすることになるので、自分たちのスキルもちょっと保たなければいけないなということを考えているのと同時に、市役所と議論をかなり議論していきながら、やり方も上手にやっていって、上手に事業が遂行できるようにということで、市役所と協働してやっていきたいと考えております。

それと、あと6番のところの生活支援体制整備事業ですが、これはコロナ

の前にもよく言っていたので、今後もやっぱり可能な限り地域に出向いていて、情報収集とか資源の発掘、担い手等を探すというか、見つけてくるようなことをしたいというふうに、できるだけ感染予防に努めながら、外に出ていこうというふうに考えております。

つい先日も、保育園のほうから打診といたしますか、園児と高齢者の交流を再開させたいという御意見もいただいたりしておりますので、その辺り、令和5年度、コロナ前の状態に近づけるように、また再開していきたく思っております。

7番の包括的・継続的ケアマネジメントですが、やはりケアマネジャーさんたち個々に、それぞれにいろんなケアマネさん独自の課題とか問題とかを抱えていらっしゃる方が多いです。先ほどみなみ包括からもありましたけど、みなみ包括とにし包括で主催をして、ケアマネジャーさんたち向けの研修会をやっています。つい最近、3月に、ずっとコロナ禍にはオンラインばかりだったんですけど、そろそろということで、この間、実際に開催しました。少しケアマネジャーさんたちの日頃困っていらっしゃるような案件かなと思うような議題で開催しましたところ、ふだん20名ぐらいの参加しかないので、今回、対面で、その約倍、40名ぐらいの参加をいただきました。これを見たときに、やはりオンラインだけじゃなくて、対面でのこういった機会は大事だなというふうに思っております。

今後も茶話会をしたり、この研修会の後で、皆さんといろいろとお話をする中で、ケアマネさんの抱えていらっしゃる問題を早期にキャッチして、ケアマネ支援ということでサポートできればいいなというふうに考えております。

それと、あと8番の地域介護予防活動支援事業ですが、ここ数年、さくら体操の自主グループの会場を増やすことができないことがありましたので、令和5年度、少し力を入れて、活動場所を増やす支援を行っていきたく思っています。詳しくは資料のほうを御覧いただければと思います。

事業計画は以上です。

(にし地域包括支援センター) 続きまして、にし地域包括支援センターを受託しております社会福祉法人小金井市社会福祉協議会、室岡でございます。資料3-1の右下のほうを御覧いただければと思います。

先ほど、市のほうから地域包括支援センター委託収入、それから介護予防

把握委託料収入、それから補助金収入の関係につきましては御説明をいただいているので、割愛をさせていただきたいと思います。

4番からのプラン収入のところでございます。私ども、なかなか、若干、一番この4包括の中で、高齢者人口が少ない地域を担当させていただいております、事業計画にもありますとおり、職員配置が5.7人というところで実施をさせていただいておりますが、その中で、プラン件数といたしましては増加傾向であるというところで、予算上、若干多くなっているというところもでございます。

また、私ども直営の部分が増えているというところがございますけれども、包括の管理者とも話しながら、なかなか委託に出すことができないという現状があるというところで、直営のほうをちょっと増やさせていただいているというところがございます。

支出のほうでございますが、人件費につきましては、総理大臣のほうからベースアップというところを非常に言われておりましたので、若干の本当の微増でございますが、ベースアップをかけさせていただいて、若干増えていると、それに伴う法定福利費等が増えてきているというような状況でございます。また、事務費、事業費、その他の支出のところ、若干、案分をかけまして、やはり物価高に対応するように若干増やして、事務費等を増やしているというようなところになります。

それから、維持管理費につきましても、先ほどもお話があったとおり、光熱水費の高騰というところに対応するようなところで微増をさせていただいたという予算組みでございます。

以上でございます。

(委員長) ありがとうございます。

以上で4包括の事業計画、それから予算案の説明が終わりましたが、何か御質問ございますでしょうか。

4包括、皆さん、それぞれいろいろな事業を積極的に展開されていますが、共通していたのは、2の虐待防止の対策が始まるということがあると思いますが、そこと、あと生活支援体制のところ、ICTの活用等が全ての包括で始まったということで、随分導入しているところもあるということ。7番の包括的・継続的ケアマネジメント、孤立しがちなケアマネさんへのサポー

トを非常に充実させていっていただけるというところ。それから認知症の対策のところでは、認知症カフェ等の充実をしていくというようところが共通したことだったかと思います。

あと予算のほうは、皆さん、ぎりぎりのところでやってらっしゃるのがよく分かるような御説明だったと思います。多少人件費を上げてらっしゃるところもありますが、皆さん、大変苦勞されているということですね。何か御質問ございますか。

(貞包委員) じゃあ、いいですか。

(委員長) 貞包さん、どうぞ。

(貞包委員) 質問ですけれども、この予算の表のどこでもいいんですけども、にしさんは市からの委託によるところ、それから4より下は、通常でいうところの事業収入ですよね。事業による収入。この4以下の仕事というのは、予算というのは何によって決まるのか。要するに、予算上の制約があるのか、するほうのマンパワーというんですか、消化能力、センターの消化能力によって決まるのか、あるいはニーズの量、高齢者の数とか、そういう量で決まるのか、何でこういう数字が出てくるのかということを知りたいんですけど。

(委員長) いかがでしょうか。

(介護福祉課主査) 市のほうから。事務局、濱松のほうからお答えさせていただきます。

各包括の1番の包括支援センターの委託収入の金額の根拠みたいな御質問をいただきました。

(委員長) 金額じゃなくて、ケアプランのほうの収入、4番以降ですね。

(貞包委員) 4番以降は、見かけ上は事業収入ですよね。

(介護福祉課主査) そうです。

(貞包委員) 仕事に応じた収入がありますよという整理になっているから、仕事をたくさんすれば、たくさんお金が入るという構造じゃなくて、例えば、市役所が、おたくは大体これぐらいですという予算の制約があるのか、あるいはセンター側が、うちはこれだけしかできませんと言っているのか、あるいは、お年寄りがこれだけしか、これ以上いませんと、どう言っているんですかと。

(介護福祉課主査) こちらのほうは、介護予防プランにつきましては、基本

的には4と6と、5と、ちょっと今回の説明上、同じものとして説明いたしますけれども、基本的に要支援1、2と認定を受けた方の介護サービスの計画については、包括支援センターが立てなければならないというルールが決まっております。

(貞包委員) え。

(介護福祉課主査) 要支援1、2と認定される方のケアプランは包括支援センターが立てなければならないというふうには、まず決まっているので、基本的には要支援1、2の方が増えれば増えるほど、包括支援センターが立てなければならないプランは増えていくということになりますので、総量が決まっているわけではなくて、要支援1、2に認定される方が増えれば増えるほど、ケアプランを作成しなければならない件数が増えていく。件数が増えれば収入は増えるんですけども、比例して業務も増えていくという、そういう形になります。

(貞包委員) ということは、ニーズにやっているとことですね。ニーズは全てカバーしていますよと。1、2の方については。

(介護福祉課主査) そうですね。

(貞包委員) 1、2の方について、きちんとケアプランをつくっていますよと。

(介護福祉課主査) そうです。例えば、その件数がいっぱいだからできませんとかという状況にはなっていないということです。

(貞包委員) ということは、全てについて、そういう状況。この4つ、下のほうは。

(介護福祉課主査) そうです。はい。おっしゃるとおりです。

(貞包委員) ということは、要するに、全て対応していますよということ。

(介護福祉課主査) そうですね。要支援1、2の方でサービスを使いたい方については全て対応しているという。

(貞包委員) 分かりました。

(委員長) ほかに何かございますか。

(貞包委員) この1、2、3というのは、僕ら素人から見ると、センター委託支援なんて書いてあるんですよ。これは市役所が委託したんでしょう。

(介護福祉課主査) そうです。

(貞包委員) センターから見ると受託ですよ。何で委託収入という言葉があれですかね、これ。

(介護福祉課主査) 今後、委託収入については、受託収入に全て修正いたします。

(貞包委員) 普通の人に理解してもらうためには、普通にも書いてもらったほうが分かりやすいと思うんですけどね。

(委員長) 分かりました。確かに、そう言われてみると。

(貞包委員) 例えば、下のほうの4は、これは何ですかね。委託ではないんですか。4、5、6は。

(介護福祉課主査) 4の直営というのが、要支援1の方のプランを、直接、包括支援センターの職員の方が立てているもの。

(貞包委員) それは、その計画をつくったものに対して、仕事量見ないで、お金をいただくんでしょう。それは誰から、市から。

(介護福祉課主査) 介護保険料などから支出。

(貞包委員) 保険料から支出される。

(介護福祉課主査) そうですね。出し元は、保険者である市から出す。

(委員長) よろしいですか。

(貞包委員) はい。分かりました。

(委員長) ほかに何かございますか。

じゃあ、高橋さん、どうぞ。

(高橋(信)委員) すいません。高橋信子です。

きた包括さん、先ほどオレンジカフェの中から別の講座を立てられるということだったんですけども、どのような内容の講座なのか、ちょっと教えていただけますか。

(きた地域包括支援センター) きた包括支援センター、高野です。

今まず考えているのは、今年度、お金に関する困り事というのがテーマで、今後、高齢者の方で、お金が困ったときに、どのような対応をしていったらいいのかというところを、ちょっとやらせていただいたんですが、それは高齢者だけではなくて、もしかしたら子世代の方から、これは備えておいたほうがいいのではないかとというのが、まずあって、それを高齢者に絞るよりは、幅広い人たちに、まずは分かっていたとこのところから、それをちょっ

とシリーズ化してやっていくことはどうかというところで始まり、5年度からやろうと思っているところです。

(高橋(信)委員) もう一点、よろしいですか。

(委員長) はい、どうぞ。

(高橋(信)委員) このアンケートを見せていただいても、やはり赤字ですとか、人材確保、定着のために十分な賃金が払えないとか、非常に皆様が御苦労されているものがたくさん載っていて、心苦しい限りなんですけれども、委託料というのを増やすということはできないんでしょうか。

(高齢者福祉担当課長) 事務局、平岡です。

御意見は真摯に受け止めて、私どものほうとしても、包括支援センターの委託料というところでは、これから高齢者の数も増えていく。増えていくということは相談件数も増えていくと容易に想像できますので、今、ちょうど第9期の介護保険の計画を策定しております。ですので、9期もまた、高齢者の伸び率とか推計値とかも、様々出てくると思われますので、9期の3か年で、しっかり包括支援センターが対応できる委託料、人件費の面ですとか、そういったところも今後も話し合っ、担当としては、何とか安定的な運営ができるような対応をしてみたいと考えております。

以上です。

(高橋(信)委員) ぜひ、よろしくをお願いします。

(委員長) ありがとうございます。

じゃあ、益田さん、どうぞ。

(益田委員) 益田です。

公式LINEを、皆さん、始められたということで、すごいなと思っているんです。でも、要するに、情報発信というと一方通行で、こういうことをやっていますよとかというのを出すというのはいいとは思いますが、双方向で何か御相談というのをそれでできるものなんですか。

(委員長) できないね。

(益田委員) それはまだできてない感じ。

というのも、昨日の会議でもあったように、意外と持っているお年寄りも多いんだなというのが分かってきていて、それともう一個、ケアラーの問題で、介護をしている側の人たちだとLINEでちょっと気軽に相談できたり

とかすることもあるのかなと思ったりするんで、ぜひ。

双方向じゃ、面倒くさいか。いろんな人いますからね。だけど、何か、そういう。結構今どきの人って、電話は苦手だけどメールは得意みたいな人とかもいるんで、予防の観点からも、そういったものが気軽にできる仕組みに公式LINEがなれば、押し寄せる介護の波には負けるかもしれないけど、多少は予防効果につながるのかなんていう気もちよっとしていたんですけれども、御検討いただければいいかなと思いました。

(委員長) 貴重な御意見ありがとうございます。たしか70%ぐらい、要介護の方でしたっけ、スマホをお持ちなんですけど、使えるかどうかというところ、スマホの使い方講座とかやられるところも多くあるようですし、双方向というのは、やっぱり必要だと思うんですね。ぜひ御検討いただく。

LINEにこだわらず、ほかのSNSでもいいかなと思います。SMSとかも。

(益田委員) あともう一点、これも素朴な質問なんですけれども、どんどん業務量が増えてくるというのは、これからのこと、分かり切ってはいると思うんですが、例えば、委託で受けている仕事の中で、これはほかの人に任せでもいいよねって、また委託するみたいな、そういったこととかというのは仕組みはできるんですか。それは難しい。

(委員長) それは一部は、ケアプランもケアマネさんに委託するとか、そういうことはできるんですね。

(益田委員) それがケアプラン以外のこととかで、実質業務の中でというのは難しいものなんですか。

(委員長) どうでしょう。どなたか。

(鈴木委員) それは市との契約になるので、それを又委託に出してよろしいかどうかは事業所のほうで判断しかねるもので、もし、そういった、部分的にでも、そういったことが可能であれば、例えば、いろいろ調査をして、統計を取って、それを示すみたいな、それで事務的な作業に、手間はかかるけれども、専門の方がやったほうが効率がいいみたいな事業、例えばですけれども、そういったものは又委託として、そういった専門の事業所に出せるようなことがあれば、活用してもいいのかなとは思いますが、実際、契約上では、そういったことは不可能だと認識しております。

(貞包委員) ちょっとそれに関連してですけど、お伺いしたいんですけど。

この予算書の4番と5番ありますね。直営分と委託分。これは同じものが返ってきた分を、直営分と委託分に分かれて、委託分はまたどこかに委託するという意味じゃないんですか。

(介護福祉課主査) ケアプランの作成に関しては、既に委託をしています。これの直営で委託と書いてある、委託と書いてあるほうが、ケアプランを委託しているもの。

(貞包委員) それ、入口は1つで、この部分を委託に出しますと。

(介護福祉課主査) そうです。

(益田委員) 私が言いたかったのは、それとはまた別に、日常業務の中で、もうすごく煩雑になりつつあるのは、もう目に見えているから、ここはほかの人に任せてもいいよねみたいな。要するに、委託料収入は変わらないんだけど、仕事量を減らすみたいな仕組みというのはつukれないものなのかなという。要するに、破裂する前に何とかちょっと仕事量を逃がすみたいなことができるのか。

日常業務という言葉にしていいのか分からないんですけど、その辺は、今、鈴木さんから言われたように、市との契約の中で、これはもう自分たちでやらなきゃいけないんだという決まりが最初からある状況じゃないですか。でも、これをそのまま放置していると大変になるというのは目に見えて分かっているし、介護保険のお金であってがおうといったって、じゃぶじゃぶ、こっちにお金があるわけじゃないんで、その辺を逃がすために、労働をちょっと誰かにやれることってできないのというのを、多分、質問です。

(高齢者福祉担当課長) 事務局、平岡です。

先ほどのお答えになっているか分かりませんが、例えば、今、認知症でチームオレンジの構築とかを2025年までにやらなきゃいけないとか、そういった新たな地域づくりというところも、一つの市で取り組まなきゃいけない業務となっているんですけども、例えば、そこにNPO法人を活用したりですとか、スマホとか、そういった高齢者のデジタルデバイドの問題に対して、市内で活動している団体様にお願いをしたりですとか、そういった市民の方のお力をお借りしながら地域づくりを進めているというところも一つあるかと思います。今、包括支援センターにお願いしている業務全てを、

そういったところに大体振れるかどうかというのは、また別のお話ではあるんですけども、民間の活力というの活用しないと、これからの地域づくりというのはなかなか難しいということは、市としても課題として捉えております。

以上です。

(益田委員) それは共同提案事業とか、そういうのも含めてのことですね。それを活用して。

(高齢者福祉担当課長) そうですね。はい。

(委員長) 御納得いただけるでしょうか。

(益田委員) 何かよくしてあげようよって。離職とかも高かったりするじゃないですか。僕はこのまちはいいなって思うので、そういうふうに皆さん続けてもらえる環境づくりみたいなのを、どんどん、全員でやっていかないといけないんじゃないかなって思うので、平岡さん、よろしくお願いします。

(委員長) それとあと、この経理、なかなか難しいですよ、理解するのが。というのは、各法人があって、そこに、このお金で、こういう事業をやってくださいと市のほうが委託して、法人としては、そのお金を原資として、人を雇って、そして仕事をこなしていくというのが、この地域包括支援センターの形であると僕は大体理解しているんですけど、それで間違いはないでしょうか。

ですので、細かいことは、何と言ったらいいでしょうね。独壇場と言っちゃ悪いけど、そんなところがあるんじゃないかなと。

ここの委託とか直営とか書いてある4番以降については、本当に収入があって、それで、また人件費のほうにしていこうということになっているんだと。下の支出のほうを見て分かるように、人件費がほとんど占めておりますよね。ですから、法人に対する委託料としては人件費がメインという。

(貞包委員) 法人に委託される場合は、通常の競争入札か何かするんですか。

(介護福祉課主査) 事務局、濱松です。

この業務については、競争して、例えば、いろんな業者さんが来ると、できない業者とかもある場合があるので、随意契約とって、各法人に直接お願いするような契約方式を取っています。

(貞包委員) 全部随意契約で。

(介護福祉課主査) はい。

(委員長) これ、最初に決めるとき、受けてもらえるところが少なかったというふうに聞いています。受けてもらえるところがなかった。

(貞包委員) よくありますよね、そういう話は。

(委員長) お願いしてやってもらったという形のようなので、ちょっと市としては弱い立場のところがある。

ほか、何かございますか。

(高橋(秀)委員) 令和5年度からハイリスクアプローチ事業が開始されるというようなことが載っていますけれども、例えば、高齢者に対する虐待というのは、これまでも各地域であったかと思うんですね。この計画の中で、虐待防止・権利擁護というところで、各センターが10件ないし15件ぐらいの範囲で見込まれていますけれども、この数字というのは、どこから出てきたものなのかというところが一つあります。

これまでも高齢者虐待に対しては、どのような対応をされてきたのかということ伺いと思います。

(介護福祉課主査) 事務局、濱松です。

高齢者虐待の通報件数につきましては、毎年度、各包括、比較的ばらばらなんですけど、例えば、小金井市の特徴的に言えば、にし包括が比較的件数が少なく、みなみ包括が基本的に少し数字が多いという傾向はあるんですけども、毎年、大体みなみ、きたとひがしが十件程度、にしが大体1桁前後というのが、この数年の傾向になっているんですけども、今回の場合、あくまで事業計画でございますので、たくさんあってもいいものではございませんので、取りあえず管理者の方とお話をした上で、おおむね平均というか、事業計画上は10件程度というような形にしております。

ただ、これは事前に見込むのが非常に難しい数字でございますし、ちょっと言い方は変かもしれないですけど、職員の方に負担の軽いケースもあれば、重たいケース、時間を要するケースもあるので、同じ1件としても業務量もかける労力も異なってまいります。数値化するというのは難しい部分もございましたので、計画案として出すとすれば10件程度というような数字としています。

(高橋(秀)委員) 同じく高橋です。

というのは、例えば、きた包括さんのほうで、虐待みたいなものは、昨年度、ゼロだったというようなお話がありましたですかね。

(きた地域包括支援センター) 例年と変わらないということをお願いしたかと思えます。

(高橋(秀)委員) そうなんですか。なるほど。

それで大体、確かにおっしゃるように数が多ければいいという問題ではないんで、そのように理解いたします。ありがとうございます。

(委員長) また決算のときに、数とか出てくる。

(介護福祉課主査) 10月の運協のときに、前年度の虐待の件数等は実数としてお示しさせていただいております。

(委員長) 分かりました。

あと、よろしいでしょうか。

それでは、議論も出尽くしたようですし、大分疑問も出てきたところがございますが、毎年新たな御質問が出るので、話が尽きないところですが、ほかに御質問はないようですから、令和5年度地域包括支援センター事業計画予算については承認させていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(委員長) ありがとうございます。

一言、私のほうからお話ししたいことがあるんですけど、話の途中でいろいろ出てきましたけど、包括支援センターの業務は本当に複雑で、非常に増加の一途をたどって、職員の方々には、かなりの負担がかかっているということは明らかになってきています。地域包括支援センターの業務が円滑に進むように、適切な予算、予算の増額ということですけど、それを委員長として市のほうに強く求めたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議題2に移りたいと思います。小金井市地域包括支援センター基本指針・運営指針改訂についてということ。

それでは、事務局のほうから御説明よろしく願いいたします。

(包括支援係長) 包括支援係長です。

小金井市地域包括支援センター基本指針・運営指針につきまして、改訂を行いたいと考えております。

資料4を御覧ください。

主な改訂内容につきましては、3ページ中ほどからの業務推進の指針に関してになります。

1点目は5ページ1行目から太字になっている部分になります。こちらは先ほど説明しました事業評価項目を達成するため明文化した形になります。

もう一点が6ページ中段から太字になっている部分になります。こちらは先ほども説明させていただきました新しく実施する事業に伴い、追記をしております。

事務局からの説明は以上となります。

(委員長) ありがとうございます。

御質問、御意見等ございますか。

特にないようです。これは特に承認とか必要ないんですかね。御報告いただいたということ。

それでは、次に移らせていただいてもよろしいでしょうか。

では、次、議題の3、指定介護予防支援業務の委託の届出について、説明、よろしくをお願いします。

(介護保険係長) 介護保険係長です。

それでは、資料5、指定介護予防支援委託状況について、御説明させていただきます。

地域包括支援センターは指定介護予防支援事業者の指定を受け、予防給付のケアマネジメント業務を行います。その業務の一部を厚生労働省令で定めるもの、居宅介護支援事業所に委託することができます。委託をする際は、委託先の事業所名、所在地、委託内容、委託期間をあらかじめ市長へ届け出るとともに、委託に関しては中立・公正の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会に報告し、議を経る必要があります。

運営協議会の報告に当たりましては、委託内容を一件一件協議することは時間の関係上困難でありますので、例年同様、各地域包括支援センターの委託状況の実績を取りまとめた委託状況一覧をもって代えさせていただいております。いずれも令和5年1月末時点の委託状況を記載してございます。

それでは、資料を御覧いただきまして、まず、きた地域包括支援センターでございます。1ページから4ページまで記載されておまして、介護予防支援については43事業所で50件、介護予防ケアマネジメントについては

38事業所にて3件の委託を行っております。

次に、ひがし地域包括支援センターでございます。5ページから8ページまで記載をしております。介護予防支援は32事業所で47件、介護予防ケアマネジメントは32事業所で25件の委託を行っております。

次に、にし地域包括支援センターでございます。9ページから11ページで記載しておりますとおり、介護予防支援は33事業所で14件、介護予防ケアマネジメントは12事業所で2件の委託を行っております。

次に、みなみ地域包括支援センターについては、12ページから、最後、15ページまでですね。介護予防支援を37事業所で108件、介護予防支援マネジメントを37事業所で37件の委託を行っております。

なお、委託事業者の要件としては、指定介護予防支援の業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する指定居宅介護支援事業者、つまりケアマネジャーが所属する事業所でなければならないとされております。こちらに記載されている事業所につきましては、いずれも市町村の指定を受けている事業者であることを確認済みです。

つきましては、令和5年度も引き続き記載のある事業所と介護予防支援に係る一部業務委託及び介護予防支援マネジメントに係る一部業務委託を締結してよろしいか、御協議のほど、よろしくお願いいたします。

事務局からの説明は以上でございます。

(委員長) ありがとうございます。委託先っていっぱいあるんですね。

何か御質問ございますか。

(貞包委員) 恐縮ですけれども、このリストに委託しますね。そのお金というのは、予算では、この表のどこに出てくるんでしょうか。

(介護保険係長) 介護保険係長です。

先ほど説明があったとおりですけれども、5番と7番の委託になります。

(貞包委員) 分かりました。それでは、続けてですけど、5と7を合わせても、40万か50万上ですよ。それぐらいの金が、これ全部。

(介護保険係長) 委託して、その一部が包括支援センターに入ってきて、なので。

(貞包委員) 委託費の一部を包括支援センターが取り上げているということ。

(介護保険係長) 取り上げているというのも、なんですけれども。

プランに係るお金の一部が包括に入り、残りは全部ケアマネジャーに出るという形になります。

(貞包委員) そのお金は一旦全部、包括支援センターには入らないのですか。

(介護保険係長) 1回入らないと思います。

(貞包委員) 入らないですか。

(介護保険係長) はい。直接、たしか1割ぐらいだと思いますけど、それが包括に入り、残りはケアマネジャーに入るという感じ。

(貞包委員) なるほど。それじゃあ、予算には、もう出てこないですね。これの総額という。

(介護保険係長) 総額は、そうですね。ここには出てこないです。

(貞包委員) それは一般会計のほうに出る。

(介護保険係長) 特別会計のほうに出てきます。

(貞包委員) 特別会計のどこかに出るんですか。

(介護保険係長) そうですね。介護予防支援の業務のところと、ケアマネジメントの業務のところ。

(貞包委員) これには出てこないけど、この上のレベルの予算書には出てくる。これの10倍ぐらいが業務委託である。これが1割とすれば。

(介護保険係長) そうですね。

(貞包委員) この10倍ぐらいの業務委託をしているということですね。

(介護保険係長) プランのかかるお金としては、それぐらい。

(貞包委員) 事業料として。

(介護保険係長) 事業料としては、なると思います。

(貞包委員) 分かりました。

(委員長) ほかに何かございますか。

これ、右側に委託件数というのが出ていますが、結構ばらつきがあるんですね。これはどのように選んで委託していたんでしょうか。具体的理由がありますか。

(ひがし地域包括支援センター) ひがし包括支援センターの高橋です。

先ほど説明にもあったんですけど、委託を受けてくださる事業所と受けられない事業所というのが、まず前提にあります。受けていただけるところに関して、もともと要介護の認定を受けてらっしゃって要支援になる方も

いらっしゃいますので、要支援になったときに包括のほうで受けるべきところではあるんですけども、もともとのケアマネジャーにお願いしたいということで、介護だったケアマネジャーに、そのまま委託するという事例が多いかなと思っています。そういったところで、特定のところを選んでというよりも、継続して対応しているところに委託できるところにはお願いするというところが現状かと思います。

以上です。

(委員長) じゃあ、できないからって断るわけではなくて、たまたま、ここで改善して、つながったとか、そういうことになるということですかね。分かりました。

あと、もっと遠い地域の長野県飯田市や静岡県伊東市とかはどういうことなのですか。介護認定を受けた人が、そっちへ行ってしまったということですか。

(ひがし地域包括支援センター) ひがし包括の高橋です。

例えば、住民票は小金井市にありながら、生活の実態が長野にいらっしゃる場合には、小金井市の包括支援センターが直接対応できませんので、所在地のケアマネジャーの方に委託をするという形で、他県他市のほうに委託する事例がまれにあるということになります。

以上です。

(委員長) 分かりました。ほかに何かございますか。

ないようでしたら、これで今日の議題は全て終わりですか。

あと、高橋さん。

(高橋(信)委員) 高橋です。

こちら、委託開始年月日というふうに書いてあって、ずっとあるんですけども、この載っている方は全て、今年度、何かしらお願いしたり関わりがある方ですか。それとも、何となくずっと載っている方ということなのか。やはりばらつきがあるので、今年度の方なのか、前からのお付き合いがある方が載っているのか、ちょっとそこをお聞きしてもよろしいですか。

(みなみ地域包括支援センター) みなみ包括の田口です。

委託開始年月日に記載してあることで、まずここでケースが発生している場合、そのケースが発生した場合に契約をさせていただいて、中には要介護

とかサービス終了という方もいらっしゃるので、担当がなくなるとゼロになるところですけれども、ただ、契約に関しては、基本的に1年ごとの更新みたいな契約書になっているので、そのため実際、発生はしないという形です。

(高橋(信)委員) じゃあ、実際に今はお願いしてないけれども、名簿に載っているという方もいらっしゃるということですか。

(みなみ地域包括支援センター) はい。

(高橋(信)委員) 分かりました。

(委員長) ほかはよろしいですか。

それでは、長い時間ありがとうございました。

ないようでしたら、次回日程について、お願いしたいと思います。

(包括支援係長) 包括支援係長です。

次回の開催日程についてですが、令和5年10月頃を予定しております。日程が決まりましたら、別途、御案内をいたしますので、よろしくお願いたします。

以上です。

(委員長) それでは、以上で令和4年度小金井市第2回地域包括支援センターの運営に関する専門委員会を終了したいと思います。御協力ありがとうございました。

閉 会 午後3時40分